第一条第八号に次のように加える。

八　津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設

第一条第九号中「避難路」を「避難経路」に改め、同条第十号ハ中「社会福祉法」を「社会福祉施設（社会福祉法」に改め、「施設」の下に「をいう。第七条第一号において同じ。）」を加え、同条第十一号中「避難路」を「避難経路」に改める。

第二条中「第六条第一項第二号」を「第五条第一項第五号」に改める。

第三条中「法第七条第一項」を「法第六条第一項」に改める。

第四条中「第七条第一項第二号」を「第六条第一項第二号」に改める。

第五条中「第七条第四項」を「第六条第四項」に改める。

第六条中「第七条第六項」を「第六条第六項」に、「第八条第二項」を「第七条第二項」に改め、同条の次に次の五条を加える。

（迅速な避難の確保を図るため特に配慮を要する者が利用する施設）

第七条　法第十一条第一項第四号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一　高齢者、障害者、乳幼児又は児童が通所、入所又は入居をする社会福祉施設その他これに類する施設

二　幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）又は特別支援学校

三　病院、診療所又は助産所

（津波避難対策緊急事業の特例の対象となる交付金及びその額）

第八条　法第十二条第三項の政令で定める交付金は、次に掲げるものとする。

一　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十三条第一項に規定する交付金（同法第五条第四項第一号ロに掲げる事業に要する経費に充てるためのものに限る。）

二　前号に掲げるもののほか、法第十二条第三項に規定する事業に要する経費に充てるための交付金で内閣総理大臣が指定するもの

２　法第十二条第三項の規定により算定する交付金の額は、同項に規定する事業に要する経費に対する通常の国の交付金の額に、当該額と当該経費について同条第一項又は第二項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して内閣府令で定めるところにより算定した額との差額を加算する方法により算定するものとする。

（集団移転促進事業に係る防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令の特例）

第九条　津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業を実施する場合における防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号）第三条の規定の適用については、同条中「法第八条各号」とあるのは、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第十五条の規定により読み替えて適用する法第八条各号」とする。

（国又は地方公共団体が出資している法人）

第十条　法第十七条に規定する国又は地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、国、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の全額出資に係る法人が資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下この条において「資本金等」という。）の二分の一以上を出資し、かつ、国又は地方公共団体が資本金等の三分の一以上を出資している法人とする。

（避難場所等の整備を実施する者）

第十一条　法別表に規定する避難場所の整備を実施する同表の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　地方公共団体（港湾法第四条第一項の規定による港務局を含む。次号において同じ。）

二　地方公共団体から補助を受けて法別表に規定する避難場所の整備を実施する者

三　国（漁港漁場整備法の規定により同法第十七条第一項に規定する特定漁港漁場整備事業のうち同法第四条第一項第一号に掲げる事業を施行する場合に限る。）

２　前項の規定は、法別表に規定する避難経路の整備を実施する同表の政令で定める者について準用する。この場合において、同項第二号中「避難場所」とあるのは、「避難経路」と読み替えるものとする。

附　則

この政令は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年六月十七日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
財務大臣　鈴木　俊一
農林水産大臣　金子原二郎
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

予算決算及び会計令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年六月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百十六号

予算決算及び会計令の一部を改正する政令

内閣は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第九条の三中「平成二十七年度から平成三十二年度まで」を「令和三年度から令和七年度まで」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄